

福岡県史編纂史料の利用について

■史料の閲覧について

- (1) 閲覧をご希望の際は、当ホームページの「所蔵資料目録」掲載の目録を参照の上、文書名・史料番号、および閲覧希望日を、事前に電話、FAX、またはメールにてご相談いただき、予約してください。〔問合わせ先は下記参照〕
- (2) 当ホームページ上に目録が掲載されていない資料については、別途ご相談ください。
- (3) 申請書は閲覧当日、文書名・史料番号を記入の上、提出していただきます。
- (4) 閲覧室のご利用は、開館日の9時30分～16時30分までです。
- (5) 閲覧に必要な筆記用具以外は1階コインロッカーに預けてください。
- (5) 史料の閲覧請求は終了時刻30分前までにお願いします。
- (6) 一度に行える閲覧請求は、1回につき10点までとさせていただきます。
- (7) 史料の一部には、内容や保存状態により、閲覧を制限させていただくものもあります。
- (9) 史料の館外貸出は行っていません。
- (10) 閲覧室での筆記は鉛筆で行い、ボールペン、インク等は使用できません。
- (11) 閲覧室での喫煙、飲食、携帯電話の使用等の迷惑行為は禁止します。
- (12) 史料を損傷、汚損、紛失した場合、弁償していただく場合があります。
- (13) 閲覧の際は担当者の指示に従ってください。

■史料の複写について

- (1) 原文書についてはコピー機による複写はできません。複写をご希望される場合は、持参いただいたカメラで撮影していただきます。
- (2) 図書資料、マイクロフィルム資料等、原文書以外の資料を複写する場合は、当館設置のコピー機、マイクロリーダープリンター、または持参いただいたカメラによる撮影で行います。ただし保存・著作権上の理由により、複写を制限させていただくことがあります。
- (3) 資料を複写する場合は、カメラ撮影、コピー機・マイクロリーダープリンター利用（原文書以外）のいずれの場合も、「複写申請書」に必要事項を記入し、担当者に提出してください。
- (4) 複写の請求は、閲覧終了時刻30分前までにお願いします。
- (5) 複写料金は1枚10円です。カメラ撮影の場合は無料です。
- (6) コピー機による複写は、職員が行います。
- (7) 複写物の使用により生ずる著作権法上、その他の責任は、当該複写物を使用したものが負うものとします。
- (8) 複写した史料を出版物や映像等に使用する場合は、別途申請が必要となります。

問合わせ先 : 九州歴史資料館 〒838-0106 福岡県小郡市三沢 5208-3

TEL : 0942 (75) 9575 FAX : 0942 (75) 7834

E-mail アドレス : mail@chiikishi.jp